

災害時要援護者に係る支援体制づくりについて

1 はじめに

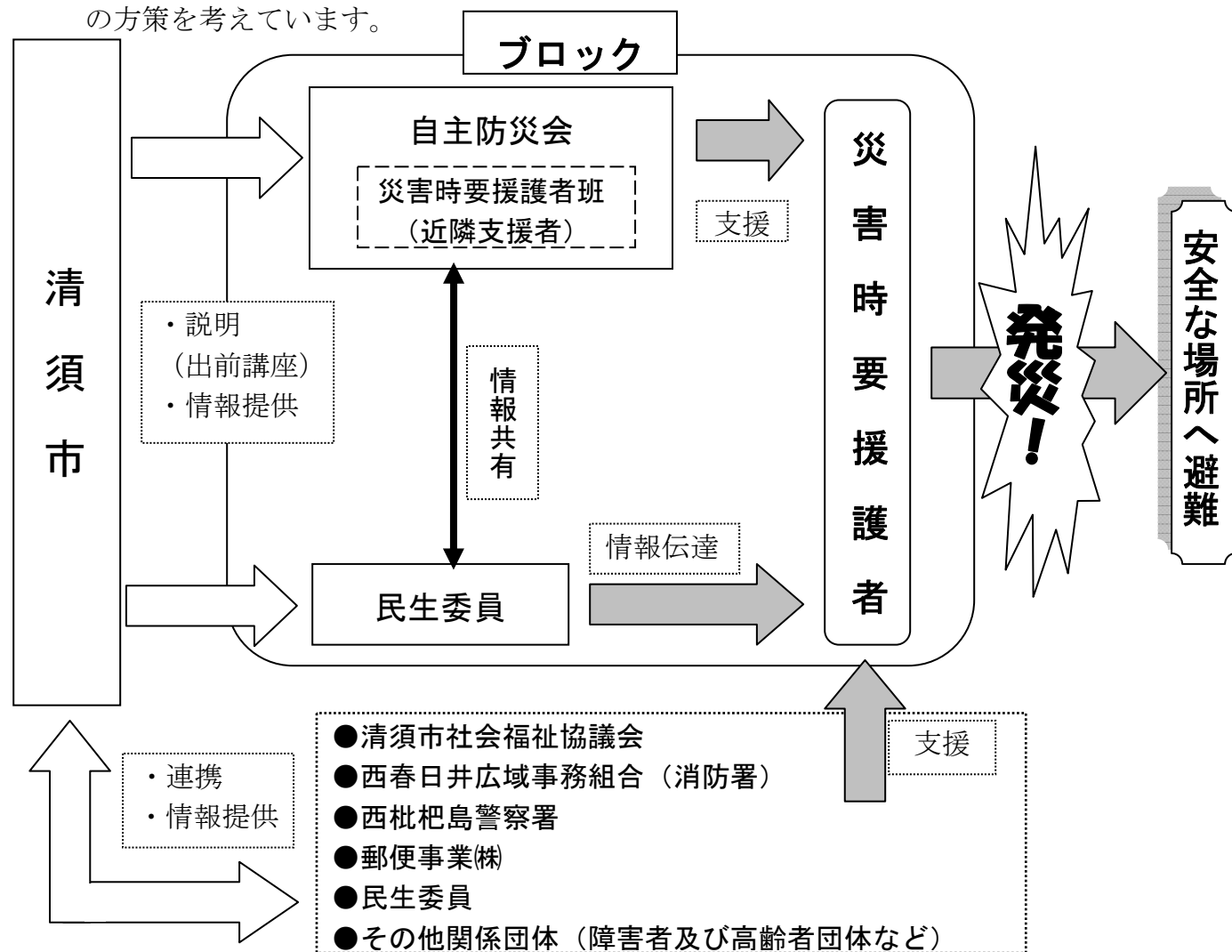
災害時においてねたきり等の高齢者や障害者等の対応のあり方について問題点が提起されるようになっていきます。

清須市においても、ねたきり等の高齢者や障害者等に対する対策として、災害から自らの身を守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に対し支援を必要としている次に掲げる方を災害時要援護者台帳に登録し、支援を行なっていく必要があります。

70歳以上の一人暮らし高齢者	70歳以上の高齢者世帯
在宅の要介護高齢（介護度3～5）	身体障害者（1～3級）
知的障害者（A判定）	前記に準ずる者

2 支援体制づくり

災害が発生したときや災害のおそれがあるとき、災害時要援護者に係る支援体制づくりとして、昨年度、自主防災会に、災害時要援護者一人ひとりについて、誰が支援（近隣支援者2人）するのかを決めることを提案しています。近隣支援者を決めることが出来ない場合、災害時に勤務などで近隣支援者が地域にいない場合などは、自主防災組織の中で災害時要援護者班を編成するなどし、複数の方による見守り・声かけの方策を考えています。



(参考) 近隣支援者の活動例

- ・ 平常時…要援護者の日常生活の見守り、声かけにより災害時要援護者の状況を把握
- ・ 災害時…自身と家族の安全が確認してから、要援護者の安否を確認、地域の災害情報を電話や直接の声かけでお知らせ

3 災害時要援護者にかかる近隣支援者の指定状況

(平成24年3月末時点)

対象数	支援者有	支援希望なし	支援者未決定	その他 (未調整)
1,373	739	281	46	307

4 具体的な課題

- ◎ 7機関及びその他の関係機関が、災害時要援護者に対し、どのような支援方法が考えられるのか。
- ◎ 重度障害がある方は、どのように支援してよいのか。
- ◎ 近隣支援者が未決定な方は、どのような状況であるのか。
- ◎ 近隣支援者が未決定な方に、各機関がどのような支援を行えるのか。

5 協議事項

災害時要援護者台帳の情報提供機関等の代表者によって、災害時要援護者に対する近隣支援体制づくり（近隣支援者の指定や複数の方による見守り・声かけの方策を含みます。）に関する諸問題について検討し、関係機関の役割を確認するとともに今後の取り組みについて協議します。

- 近隣支援者が未決定な46名をグループ分けし、真に支援の必要な方について優先的に支援体制を考えます。
- 近隣支援者が未決定な46名について、支援体制の方向性を導き出します。

6 スケジュール

- 平成24年7月27日 第1回清須市災害時要援護者支援ネットワーク会議
- 平成25年2月（予定） 第2回清須市災害時要援護者支援ネットワーク会議

近隣支援者未決定者(46名)グループ別一覧

ランク	概要	症状等						
		年齢	同居の家族	緊急連絡先	緊急連絡先住所地	特記事項	障害等	介護サービス利用状況
A	高レベルの要介護度(要介護4以上)や重度障害(身体障害2級以上)がある ・ひとり暮らし高齢者で、緊急連絡先も遠方のうえ、重度障害。 ・同居の家族はいるものの重度障害。 ・同居の家族はいるものの高齢のため、重度障害の介助は困難。	65 (1人)	・なし	・兄弟	・山形県	・視覚障害(ほぼ全盲) ・インスリン定期投与	身体1級 要支援2	・なし
		17~39 (2人)	・両親 ・両親、兄弟	・なし ・祖父	・市内	・歩行困難 ・家族が仕事で不在 ・脳性麻痺	身体1・2級 知的A	・なし
		53~84 (8人)	・配偶者 ・配偶者、子、孫 ・子、孫 ・子	・子 ・兄弟	・市内 ・名古屋市 ・愛西市 ・北名古屋市	・歩行困難 ・半身不随 ・車椅子を使用 ・要リフトカー ・人工肛門	身体1・2級 要介護4・5	・通所介護 ・通所リハ ・短期入所生活介護 ・介護療養型医療施設サービス ・福祉用具貸与 など
B	同居の家族の支援が得られず、緊急連絡先も遠方 ・障害等はないものの、ひとり暮らし高齢者。 ・夫婦ともに要援護者で、その他の親族は遠方に住んでいる。 ・ひとり暮らし高齢者で、緊急連絡先も遠方。	78~85 (5人)	・なし	・なし ・子 ・兄弟	・なし ・市内 ・あま市 ・大阪府	・なし	なし	・なし
		85~89 (2人)	・配偶者(同一世帯)	・子	・名古屋市 ・千葉県	・歩行困難 ・階段昇降困難 ・人工ペースメーカー	身体1・4級	・通所介護 ・福祉用具貸与
		70~93 (9人)	・なし	・子 ・婿 ・支援団体	・稲沢市 ・名古屋市 ・日進市 ・石川県 ・茨城県	・歩行困難 ・リウマチ ・言語機能障害 ・人工肛門	身体3・4級 要支援1・2 要介護2・3	・訪問介護 ・通所介護 ・福祉用具貸与 ・介護老人保健施設サービス など
C	同居の家族や市内に緊急連絡先がいるが介助が困難 ・夫婦ともに要援護者の高齢者世帯で、緊急連絡先が市内。 ・同居の家族はいるものの、障害等のため家族での介助が困難。 ・ひとり暮らし高齢者で、緊急連絡先が市内。	80~84 (4人)	・配偶者(同一世帯)	・子	・市内	・移動には杖が必要 ・足腰が悪い	要介護1	・通所リハ ・福祉用具貸与
		55~97 (9人)	・配偶者 ・配偶者、子 ・子	・子 ・兄弟	・名古屋市 ・長久手市 ・春日井市 ・東京都	・歩行困難 ・難聴 ・リウマチ ・インスリン定期投与	身体3級 精神2級 要支援2 要介護1~3	・訪問介護 ・福祉用具貸与 ・介護老人保健施設サービス など
		81~85 (3人)	・なし	・子 ・兄弟 ・姪	・市内	・リウマチ	要介護1・2	・通所介護 ・介護老人保健施設サービス
D	同居の家族で介助可能 ・介助可能な同居の家族が多数いる、または障害等がなく同居の家族で介助が可能。	52~81 (3人)	・子、嫁、孫 ・子 ・兄弟、兄弟の妻子	・子 ・兄弟	・市内	・意思疎通困難	知的A	・なし

【上記のものうち、避難生活をするうえで特別な措置を行わなければならない症状があるもの】

Ex	・人工肛門のため、可能であれば対応施設への避難する。 ・インスリンの定期投与が必要なため、避難時にインスリンを忘れずに持ち出す。	65~78 (5人)	・なし ・配偶者 ・配偶者、子	・子 ・兄弟	・市内 ・一宮市 ・山形県	・インスリンの定期投与 ・車椅子の使用 ・視覚障害(全盲) ・人工肛門	身体1・4級 要介護1・5 要支援2 精神2級	・通所介護 ・短期入所生活介護 ・訪問介護 ・福祉用具貸与 など
----	---------------------------------------------------------------------	---------------	-----------------------	-----------	---------------------	----------------------------------------------	----------------------------------	-------------------------------------------